

青 第 1159 号
令和 7 年 6 月 19 日

神奈川県子ども・若者施策審議会
若者施策検討部会 委員各位

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長
(神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会事務局)

令和 7 年度神奈川県子ども・若者施策審議会第 1 回若者施策検討部会
(書面開催) の結果について (通知)

本県の青少年行政の推進につきましては、日頃格別の御指導、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 7 年 6 月 3 日付けで開催した第 1 回若者施策検討部会の書面開催結果については、
いただいたご意見に対し別紙 1 のとおり対応させていただきますことを御報告いたします。

お忙しい中、書面開催について御協力くださり誠にありがとうございました。

問合せ先

企画グループ 高木、大澤

電 話 (045) 210-3840

ファクシミリ (045) 210-8841

電子メール kanagawa.seimonkyo.soshin@pref.kanagawa.lg.jp

令和7年度 神奈川県子ども・若者施策審議会
第1回若者施策検討部会（6月書面開催）における
委員意見結果及び対応

別紙 1

意見委員	内 容	対 応 状 況
阿比留委員	批判的な意見ではなく、良いと思った点なのですが、ジェンダーバランスにも留意して表彰者を選んでいただけるよう書いてあったのはよいと思いました。とはいえ、割り当てが1人というような自治体も多い中では、単年度でジェンダーバランスを意識することは難しいかと思います。ですので、過去の推薦者のジェンダー・バランスなども考慮していただけるようもう少し詳しい記述があっても良いかと思いました。	本表彰につきましては、幅広い観点でジェンダーバランスへの配慮を求めていることから、このような記述としております。なお、ご指摘のありました、割り当てが1人の自治体からジェンダーバランスについての問い合わせがあった場合は、できる範囲で配慮いただくようお答えする予定です。
深町委員	一点だけ、些細な指摘で恐縮です。資料1の参考資料にあった事務連絡（PDFの5ページ目）について、中央より下方に、下線が引かれた「若い力の推薦」という表現があります。これについては、「若い方の推薦」あるいは「若手の指導者や支援者の推薦」といったニュアンスの方がよいのではと思いました。この通りでなくて構いませんので、適宜ご判断いただければ幸いです。 その他は、特に意見ございません。 資料2につきましては、情報共有いただきありがとうございました。 引き続きよろしくお願いいたします。	ご指摘のとおり、「若い力の推薦」だと表現が分かりづらいため、「若手の推薦」に内容を改めます。（別紙2）
土井委員	現在の推薦による応募形式は、信頼性の確保や制度運営の観点から意義ある仕組みであり、これまでのご尽力に深く敬意を表します。一方で、推薦のみの形式では、地域に根ざして地道に活動されている方であっても、推薦者とのつながりが無い場合には、候補に挙がる機会を得にくい可能性があると考えます。そこで、推薦に加えて自薦の仕組みも取り入れていただくことで、より多様な立場の方々に対して、公平で開かれた機会を提供できるのではないかと考えております。	委員もご指摘のとおり、本表彰につきましては、より信頼性を確保できる推薦様式を採用しています。なお、総会資料にある通り、今年度は被表彰候補者を委員の皆様にもご推薦いただけるよう御依頼文を发出する予定です。

事務連絡

令和7年6月 日

表彰事務担当者 殿

神奈川県子ども・若者施策審議会
若者施策検討部会
青少年育成活動推進者表彰担当令和7度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の
推薦に当たっての留意事項について

- ・ 「神奈川県青少年育成活動推進者表彰」は、「神奈川県青少年育成功労者表彰」（知事表彰）の前提要件となっていますので、十分配慮してください。（＜参考②＞参照）
- ・ 推薦割当数の範囲内で推薦してください。
- ・ 令和6年度から、子ども・若者の支援活動に従事するNPO団体等を対象とする団体推薦枠を設けました。該当がありましたら、各市町村割り当て数にこだわらずご推薦くださるようお願いいたします。※なお、推薦いただいた数が、全体として著しく多くなった場合は、ご相談のご連絡をさせていただく場合がございます。

＜令和6年度表彰NPO団体等活動例＞

- ①障害のある子どもと家族の居場所づくりや情報支援
- ②街の仕組みや人とのかかわり方について子どもたちに考える機会を与えるイベント開催
- ③子どもの学習支援及び体験活動の実施、居場所づくり
- ④保護者の悩みに応えるための居場所づくり、子育て支援
- ⑤小・中学校等での医療にかかる訪問授業を実施

- ・ 子ども会や青少年指導員などの従来の青少年指導者層にこだわらず、NPO等地域で様々な分野で子ども・若者を支援する活動を展開している方の推薦についても配慮してください。18歳未満の子どもを支援する活動に限らず、18歳以上の若者を支援する活動に従事されている方も対象となります。
- ・ 青少年の主体的な活動を奨励する意味から、地域のグループ等において指導的な役割を担っている若手の推薦についても配慮してください。
- ・ 公務員の推薦は、要綱上対象からはずされているわけではありませんが、特に青少年行政関係者は、職務と職務以外との区別が判断しにくいので、できるだけ避けてください。（職業が公務員の方については、後日、職務と関係のない活動をもったの推薦か否か確認させていただきます）
- ・ 青少年健全育成分野における上位の表彰（健全育成分野での県民功労者表彰等）を受けた方は推薦の対象から除外してください。
- ・ できるだけ多くの育成者を表彰し、育成活動を奨励する意味から、過去の受賞者は、原則として除外し、ジェンダーバランスについても考慮してください。
- ・ 推薦書の取扱いについては、表彰候補者本人が直接記入することのないよう、特にご留意ください。
- ・ 推薦書ご記入の際は、別紙「推薦書記入例」及び「記入要領」をご参照ください。
- ・ 過年度、推薦いただいた受賞者の方の電話番号が間違っていたため、関係のない方に迷惑をおかけした事例がありました。このようなことのないよう、出来る範囲で構いませんので、氏名、住所、電話番号を十分確認の上、推薦いただくようお願いいたします。

<参考①> 神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（抜粋）

3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大な事績があったもの。

<参考②> 神奈川県青少年育成成功労者表彰実施要領（抜粋）

（推薦基準）

- 2 要綱第2条に定める表彰候補者の推薦基準は、次の要件のとおりとする。

(1) 個人

要綱第2条各号のいずれかの活動に通算して15年以上従事し、現在も引き続き活動している者で、過去に神奈川県青少年問題協議会会長表彰又は神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会部会長表彰(感謝状)※を受賞している者。

※神奈川県青少年育成活動推進者表彰のことです。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

青少年課 調整グループ 今田

電話(045)210-1111（内 3835）